

愛媛県 DV 防止・女性支援施策推進連絡会議開催要綱

(目的)

第1条 困難な問題を抱える女性の支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下「女性支援法」という。)第15条第1項及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。)第5条の2第1項の規定により、県下における困難な問題を抱える女性(性自認が女性である者を含む。)及びDV被害者(以下「支援対象者」という。)に関する支援を適切かつ円滑に実施することを目的として、愛媛県DV防止・女性支援施策推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を開催する。

(協議事項)

第2条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議・検討する。

- (1)支援対象者に関する情報その他支援対象者への支援を適切かつ円滑に図るために必要な情報に関すること。
- (2)配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。)の防止その他の女性支援施策に関する広報及び啓発活動の推進に関すること。
- (3)支援対象者に対する支援の内容に関すること。
- (4)その他連絡会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、次のとおりとし、別表に掲げる関係機関に属する者その他愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長が必要と認める者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(1)代表者会議(別表1)

支援対象者への支援施策の取組状況、施策内容や活動方針の検討並びにその他情報交換及び連絡調整等を行う。

(2)実務者会議(別表2)

支援対象者への実務的な支援方針の検討、支援対象者の実態把握等を行う。

(3)個別ケース検討会議(別表3)

一時保護が必要な場合や、女性自立支援施設への入所により自立支援が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等の個別ケースについて詳細な支援方法を議論する。

(会長及び副会長)

第4条 連絡会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長をもって充てる。

3 副会長は、愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室長及び愛媛県福祉総合支援センター所長をもって充てる。

4 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順位に従い、その職務を代行する。

(会議)

第5条 連絡会議のうち、代表者会議は会長が、実務者会議は会長又は副会長が、個別ケース検討会議は愛媛県福祉総合支援センター所長が主催する。

2 実務者会議及び個別ケース検討会議において、主催者は、議題や個別の事案に応じてその開催の是非を判断し、必要な機関等を招集する。

3 主催者が必要と認めるときは、構成員以外の者を連絡会議に出席させることができる。

(秘密保持義務)

第6条 連絡会議の構成員及び出席者は、困難女性支援法第15条第5項及びDV防止法第5条の3の規定に基づき、正当な理由なく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項の規定に違反した者には、女性支援法第23条及びDV防止法第30条の規定に基づく罰則が適用されることがある。

(事務局)

第7条 代表者会議及び実務者会議の事務を処理するため、愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課及び少子化対策・男女参画室に事務局を置く。

2 実務者会議及び個別ケース検討会議の事務を処理するため、愛媛県女性相談支援センターに事務局を置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月4日から施行する。

別表1 〈代表者会議〉

愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長
愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室長
愛媛県県民環境部県民生活局人権対策課長
愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課長
愛媛県保健福祉部生きがい推進局長寿介護課長
愛媛県福祉総合支援センター所長
愛媛県教育委員会事務局指導部人権教育課長
愛媛県警察本部総務室広報県民課犯罪被害者支援室長
愛媛県警察本部生活安全部人身安全対策・少年課長
愛媛県東予地方局地域福祉課長
愛媛県中予地方局地域福祉課長
愛媛県南予地方局地域福祉課長
愛媛県東予子ども・女性支援センター所長
愛媛県南予子ども・女性支援センター所長
松山地方法務局人権擁護課長
松山地方検察庁統括捜査官
各市町 DV・女性支援担当課長
愛媛県男女共同参画センター館長
愛媛母子生活支援センター所長
松山市男女共同参画推進センター館長
日本司法支援センター愛媛地方事務所長
愛媛弁護士会長
愛媛県国際交流協会所長

別表2 〈実務者会議〉

愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課
愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室
愛媛県福祉総合支援センター
愛媛県子ども・女性支援センター
愛媛県地方局地域福祉課
各市福祉事務所
愛媛県警察犯罪被害者支援担当課
愛媛県警察人身安全対策担当課
松山地方法務局
松山地方検察庁
愛媛県男女共同参画センター
愛媛母子生活支援センター
松山市男女共同参画推進センター
新居浜市配偶者暴力相談支援センター
日本司法支援センター愛媛地方事務所
愛媛弁護士会
関係民間支援団体

別表3 〈個別ケース検討会議〉

別表1の各構成組織から必要に応じて招集